

第23回 定例総会

議 案 書

順天堂大学 桜 順 会

第23回 定例総会

1. 議案審議

- | | |
|------------------------------|------|
| 1) 2021年度 活動報告に関する件 | 2頁 |
| 2) 2021年度 収支決算報告並びに会計監査に関する件 | 3~4頁 |
| 3) 2022年度 事業計画(案)に関する件 | 5頁 |
| 4) 2022年度 予算(案)に関する件 | 6頁 |
| 5) 2021年度 予算(案)訂正に関する件 | 7頁 |
| 6) 2022年度 役員選任(案)に関する件 | 8頁 |

2. 資料

- | | |
|------------------------|--------|
| ① 2021年度 桜順会賞受賞団体 | 9頁 |
| ② 会員数の推移 | 10頁 |
| ③ 運営形態の変更に関する件 | 11頁 |
| ④ 桜順会賞規程 | 12頁 |
| ⑤ 桜順会賞(スポーツアカデミー賞)選考内規 | 13頁 |
| ⑥ 後援会(桜順会)会則 | 14~16頁 |

2021 年度 桜順会活動報告

順天堂大学桜順会は、1998 年（H10 年）11 月 7 日にさくら会の歴代役員有志の発議により結成されました。

桜順会は、お子様の卒業後もさくら会や啓友会等々との連絡を密に順大ファミリーの一員として、親睦の絆を深めることを柱に、今後の活動を展開していくことを願っています。

本日、ここに第 23 回定例総会を書面決議するにあたり、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げ、2021 年度の桜順会の活動概況を報告いたします。

年 月 日	活 動 概 況
2021. 5.17	第 46 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：大野会長、本橋副会長、桶田監事、松浦監事
2021.6 月初旬	定例総会は書面による決議（議案書等を送付） ⇒ 異議申立申請がなかったことから全議案承認
2021.8 月上旬	学校法人順天堂の広報誌「順天堂だより」2021 年 9 月号に寄稿：本橋会長
2022.1.2~3	第 98 回東京箱根間往復大学駅伝競走 沿道応援自粛、TV で応援
2022.2.15	第 47 回定例役員会 Zoom 会議 出席者：本橋会長、松浦副会長、桶田副会長、設楽監事 古屋監事、大野運営委員
2022. 2.17	桜順会賞授与 ベストサポート賞：4 団体、ボランティア賞：2 団体
2022. 3. 16	スポーツ健康科学部 卒業式は卒業生のみ出席 卒業記念パーティーは中止
2022.3 月中旬	順大スポーツ新聞送付（66 号、67 号）

2021年度 桜順会決算報告書

1.収入の部

(単位：円)

項 目		2021年度予算	2021年度決算	差異	備考
会費収入	新入会員	280,000 (@20,000×14名)	340,000 (@20,000×17名)	60,000	
	更新会員 (15年更新)	70,000 (@7,000×10名)	91,000 (@7,000×13名)	21,000	
	総会会費	0 (@5,000×0名)	0 書類総会・懇親会中止	0	
	預金利息	14	13	-1	
寄 付		0	0	0	
収入合計 A		350,014	431,013	80,999	

2.支出の部

(単位：円)

項 目	2021年度予算	2021年度決算	差異	備考
総会費	0	0	0	
役員会費	0	0	0	
事務費	5,000	880	-4,120	
(1) 事務費計	5,000	880	-4,120	
広報・通信費	150,000	186,020	36,020	
順大スポーツ委託費	150,000	224,020	74,020	
印刷費	110,000	97,066	-12,934	
学生助成費	200,000	180,000	-20,000	
校章旗費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
(2) 事業費計	610,000	687,106	77,106	
支出合計 B {(1)+(2)}	615,000	687,986	72,986	
(3) 予備費 C	0	0	0	
当期収支差額 (A-B-C)	-264,986	-256,973	8,013	
前期繰越金	3,209,466	3,209,466	0	
次期繰越金	2,944,480	2,952,493	8,013	

3.預金残高

(単位：円)

取引口座	金 額
普通預金 (京葉銀行 酒々井支店)	39,973
振替口座 (ゆうちょ銀行 佐倉店)	1,680,458
普通口座 (三井住友銀行 佐倉支店)	1,116,779
普通口座 (ゆうちょ銀行 佐倉店)	115,283
計	2,952,493

2021年度 会計監査報告書

2022年3月31日

順天堂大学桜順会

会長 本橋 博之 様

順天堂大学桜順会

監事 設楽文子 

監事 古屋シズ子 

2021年度順天堂大学桜順会収支について監査した結果、決算書類は
いずれも適正かつ妥当であることを認めます。

2022年度 桜順会事業計画（案）

1. 総会の開催
2. 会員に対する広報活動
3. 学生の活動助成
4. 会員相互の親睦活動
5. 桜順会運営形態の変更に関する件
6. その他本会の目的達成のために有効適切な事業

2022年度 桜順会予算（案）

1.収入の部

（単位：円）

項 目		2021年度決算	2022年度予算	差異	備考
会費収入	新入会員	340,000	340,000	0	
		(@20,000×17名)	(@20,000×17名)		
	更新会員 (15年更新)	91,000	63,000	-28,000	
		(@7,000×13名)	(@7,000×9名)		
総会会費	0	0	0		
	書類総会・懇親会中止	(@5,000×0名)			
預金利息		13	13	0	
寄 付		0	0	0	
収入合計 A		431,013	403,013	-28,000	

2.支出の部

（単位：円）

項 目	2021年度決算	2022年度予算	差異	備考
総会費	0	0	0	
役員会費	0	0	0	
事務費	880	5,000	4,120	
(1) 事務費計	880	5,000	4,120	
広報・通信費	186,020	200,000	13,980	
順大スポーツ委託費	224,020	0	-224,020	注) 1
印刷費	97,066	100,000	2,934	注) 2
学生助成費	180,000	200,000	20,000	
校章旗費	0	0	0	注) 3
雑費	0	0	0	
(2) 事業費計	687,106	500,000	-187,106	
支出合計 B {(1)+(2)}	687,986	505,000	-182,986	
(3) 予備費 C	0	0	0	
当期収支差額 (A-B-C)	-256,973	-101,987	154,986	
前期繰越金	3,209,466	2,952,493	-256,973	
次期繰越金	2,952,493	2,850,506	-101,987	

注1) 順大スポーツ委託費・・・「順大スポーツ」印刷、発送費

注2) 印刷費・・・封筒、印刷物、払込票等

注3) 校章旗費・・・入会時に会員証の替りとして送付している小旗の購入費 【在庫有】

2021年度 桜順会予算（案）の訂正

1.収入の部

(単位：円)

項 目		2020年度決算	2021年度予算	差異	備考
会費収入	新入会員	540,000	280,000	-260,000	
		(@20,000×27名)	(@20,000×14名)		
	更新会員 (15年更新)	70,000	70,000	0	
		(@7,000×10名)	(@7,000×10名)		
総会会費	0	0	0		
	総会・懇親会中止	(@5,000×0名)			
預金利息		14	14	0	
寄 付		7,000	0	-7,000	
収入合計 A		617,014	350,014	-267,000	

2.支出の部

(単位：円)

項 目		2020年度決算	2021年度予算	差異	備考
総会費		0	0	0	
役員会費		0	0	0	
事務費		110	5,000	4,890	
(1) 事務費計		110	5,000	4,890	
広報・通信費		103,728	150,000	46,272	
順大スポーツ委託費		0	150,000	150,000	注) 1
印刷費		11,095	110,000	98,905	注) 2
学生助成費		180,000	200,000	20,000	
校章旗費		0	0	0	注) 3
雑費		0	0	0	
(2) 事業費計		294,823	610,000	315,177	
支出合計 B {(1)+(2)}		294,933	615,000	320,067	
(3) 予備費 C		0	0	0	
当期収支差額 (A-B-C)		322,081	-264,986	-587,067	
前期繰越金		2,887,385 3,209,466	3,209,466 3,531,547	322,081	
次期繰越金		3,209,466 3,531,547	2,944,480	-587,067	

昨年度の総会資料「2021年度 桜順会予算(案)」に誤りが3箇所ありました。

上記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

2022年度 役員選任（案）

2022年度の役員を会則第6条（役員を選任）の定めに基づき下表により推薦します。

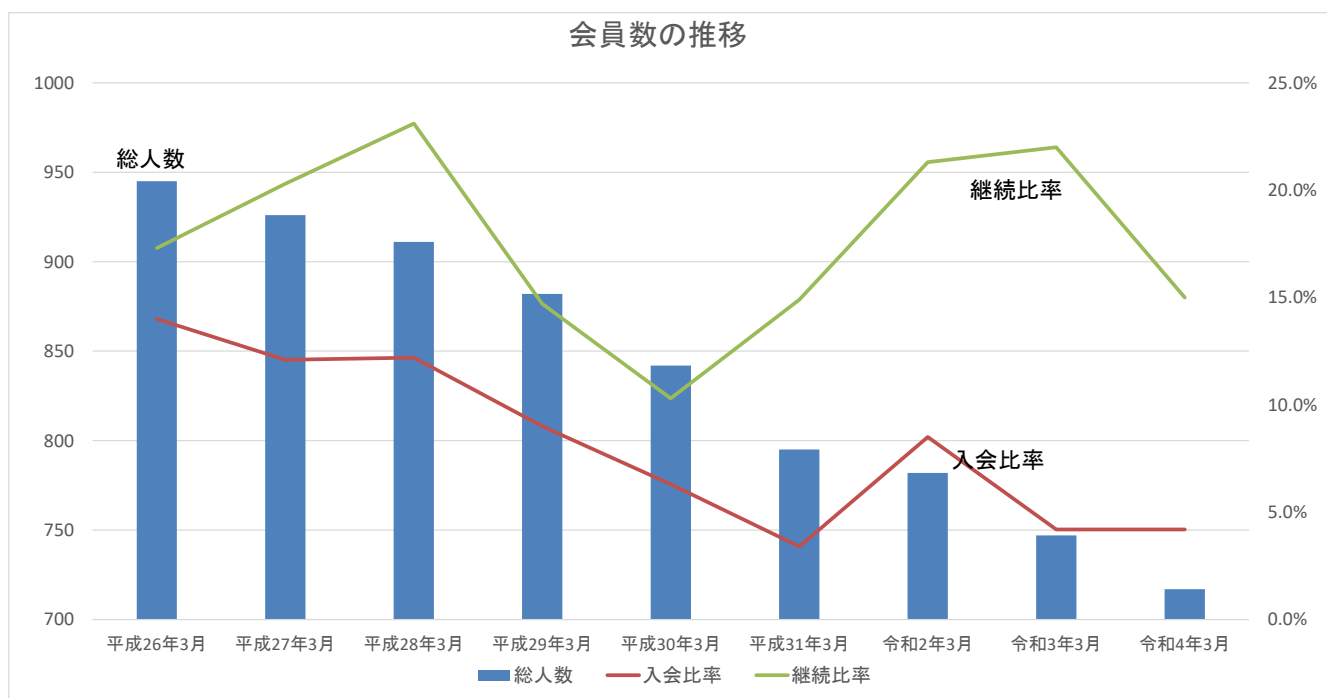
役 職	現 役 員	新 役 員	備 考
会長候補	本 橋 博 之	本 橋 博 之	
副会長候補	松 浦 猛 人	松 浦 猛 人	
副会長候補	桶 田 和 子	桶 田 和 子	
監事候補	設 楽 文 子	設 楽 文 子	
監事候補	古 屋 シズ子	古 屋 シズ子	
運営委員候補	大 野 友 竹	大 野 友 竹	

2021年度 桜順会賞 受賞団体

年度 (和暦)	年度 (西暦)	桜順会賞名	対象団体(個人)	受賞理由
令和 3	2021	ベスト サポート賞	バレーボール男子	全日本インカレ 準優勝
			陸上競技部 男子駅伝	全日本大学駅伝 箱根駅伝 3位 準優勝
			ライフセービング部 女子	全日本インカレ 3位
			剣道部女子	関東インカレ 3位 (創部以来初)
		ボランティア賞	第74代啓心寮 三役・室長	2021年度啓心寮の運営、寮生を献身的に 指導
			順大スポーツ編集部	「順大スポーツ」を通じて大学の内外にクラ ブ活動を中心に順天堂大学の広報に貢献

桜順会 会員数の推移

種別	項目	平成26年3月 2014	平成27年3月 2015	平成28年3月 2016	平成29年3月 2017	平成30年3月 2018	平成31年3月 2019	令和2年3月 2020	令和3年3月 2021	令和4年3月 2022
—	総人数	945	926	911	882	842	795	782	751	717
新規	卒業人数	328	323	327	332	320	327	319	405	401
	入会人数	46	39	40	32	20	11	27	17	17
	入会比率	14.0%	12.1%	12.2%	9.6%	6.3%	3.4%	8.5%	4.2%	4.2%
更新	更新対象人数	98	69	65	68	68	47	47	59	60
	継続人数	17	14	15	16	7	7	10	13	9
	継続比率	17.3%	20.3%	23.1%	23.5%	10.3%	14.9%	21.3%	22.0%	15.0%
	対象卒業年度	平成11年以前卒 1999以前	平成12年卒 2000	平成13年卒 2001	平成14年卒 2002	平成15年卒 2003	平成16年卒 2004	平成17年卒 2005	平成18年卒 2006	平成19年卒 2007



以下の資料は 2019 年 7 月に開催した定例総会時の資料です。
前ページの通り、新規会員、継続会員が減少し、総会員数が減少していることから、今後の運営形態について、引き続き検討していきます。

議題3) 桜順会の運営形態の変更に関する件

提案内容:

桜順会が、今後とも順大卒業生の保護者に広く親睦の場を提供して行くために、「既存会員以外へも参加を呼びかける」とともに、「入会・更新時の会費納入を取り止める」ことをご提案します。

具体的には、

1. 桜順会の創設以来、順大卒業生の保護者が持ち続けている；
 - 卒業後も引き続き順大および順大生を応援したい
 - 定期的に集まり、話に花を咲かせる場が欲しいといった思いに応えるために、会員以外へも広く親睦の場を提供したいと考えます。
2. 新たな運営は、入会時および更新時の会費納入を前提とせず、桜順会が特別講演等を開催する際、参加者からその都度参加費を徴収して経費にあてることとします。
3. 現在桜順会が有する資金は、引き続き従来目的である学生活動への支援、既存会員相互の親睦を図ることに費消することとします。具体的には、学生への「桜順会賞」の表彰と、既存会員への「順大スポーツ」配布を当面継続します。
4. 今後とも、従来通り毎年の定例総会において、決算の報告・予算の審議等も行います。ただし、会の資金が不足し、上記3. の経費を賄うことが出来なくなることが予想される場合は、その前年の総会において、改めて残高の用途を総会に諮り決議することとします。

提案の背景:

1. 桜順会は、平成 10 年8月に順天堂大学スポーツ健康科学部後援会として創立されて以来、学生活動への支援等を行うとともに、会員相互の親睦を図ってまいりました。
2. しかるに創立以来20余年が過ぎ、学生はもとより保護者の意識も変化するとともに、インターネットによるコミュニケーションや情報発信手段の進化もあり、近年は保護者懇談会や卒業謝恩会での勧誘努力にもかかわらず、新規会員数が減少の一途を辿っております。(資料1ご参照)
3. 桜順会の財政は、会員の入会時および更新時の会費によって成り立っていますが、上記2. の状況が続く場合、数年後には経済的に立ちいかなくなり、会の存続が危ぶまれることが懸念されるため、役員会ではここ1-2年継続的に話し合い対応を協議してまいりました。
4. 結論として、役員会としましては、順大卒業生の保護者の思いに応える「桜順会の存続」と「財政的な逼迫への対処」を両立させるためには、1)会の運営資金を入会時および更新時の会費にのみ頼ることを止め、2)会の目的を会員相互の親睦に絞り広く参加者を募るとともに、経費は特別講演会等を開催する都度会費を徴収して賄うことが適当であるとの判断に至り、上記のご提案をする次第です。
5. なお、新規会員数が減少し、会の存続が危ぶまれる中、会費納入を前提とした新規会員や更新会員の募集を行なうことは道義的に難しいとの判断から、役員会の責任において新年度の入会および更新の案内を一時的に停止しております。事後とはなりますが、改めて会員の皆様にご報告いたしますとともに、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上

順天堂大学「桜順会賞」規程

(目的)

第1条 順天堂大学桜順会（以下「本会」という。）は、順天堂大学の各スポーツチーム（団体または個人）が好成績を上げるにあたり側面からサポートした団体または個人、スポーツ科学又はスポーツマネジメント学若しくは健康学の分野におけるボランティア又は奉仕活動により順天堂大学又は社会に貢献した団体または個人に対して、表彰することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は「桜順会賞」とし、次の2つの賞とする。

- 1 ベストサポート賞
- 2 ボランティア賞

(運営)

第3条 本賞授与に関する運営は、本会役員会及び順天堂大学さくらキャンパス学生部が行う。

(授与対象団体または個人)

第4条 本賞は、次の要件を満たすと評価できる団体または個人に対して授与するものとする。

- 1 ベストサポート賞 当該年度内で第1条前段に該当する団体又は個人で、そのスポーツチームが優秀な成績を上げたとき、又はチームの成績の如何に拘わらず、サポートした行為が高く評価することができるときに授与する。
- 2 ボランティア賞 当該年度内で第1条後段に該当する団体又は個人で、そのボランティア活動又は奉仕活動が高く評価できるときに授与する。

(申請)

第5条 前条に該当するものと判断される団体または個人を本賞の候補者として自薦または他薦により申請する場合は、申請人は、次の書類を会長に提出するものとする。

- 1 申請書
- 2 客観的事実を証明できる書類または所属団体の長が発行した推薦書

(受賞団体または個人の選考および決定)

第6条 本賞の受賞団体または個人の選考は、別に定めるスポーツアカデミー賞選考内規により選考し、本会選考委員会（役員会）において決定し、総会で報告する。

(受賞団体または個人の表彰)

第7条 受賞団体または個人の表彰は、会長がこれを行う。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、本会役員会の議を経て会長が行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月12日から施行する。

桜順会賞（スポーツアカデミー賞）選考内規

順天堂大学桜順会賞（スポーツアカデミー賞）規程に基づいて、以下のとおり、本賞の選考に関する内規を定める。

1 選考の基本について

- (1) 本賞の賞金予算額は、当分の間、2つの賞に対し、概ね、年間合計60万円を目途とする。ただし、当該年度における候補者の総数、候補者に対する評価の相違、前年度の実績、桜順会の予算規模、教育的配慮などにより、合計額がこれを下回る場合や、またこれを上回る場合があっても、やむを得ないものとする。
- (2) 複数の候補者の中から受賞者を選考する場合には、候補者の数、学年、候補者の既往または今後の活動などを斟酌して、教育的配慮のもとに、適宜、複数または単数の団体または個人を選考することができるものとする。

2 ベストサポート賞

ベストサポート賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらのスポーツチームの運営・活躍を側面からサポートした団体または個人を選考するものとする。

- (1) 主要な国際大会に出場し上位入賞した団体または個人
- (2) 日本選手権大会等で総合優勝した団体または個人
- (3) 日本学生選手権（箱根駅伝も含む）で総合優勝した団体
- (4) 大会または成績の如何にかかわらず、その活躍により本学の名誉を著しく高めた団体または個人

3 ボランティア賞

ボランティア賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるもののほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらの活動をした団体または個人を選考するものとする。

- (1) その活動について、自主性、社会性または公共性が顕著であること
- (2) その活動について話題性に富んでいること
- (3) その活動が先駆的であること
- (4) その活動に継続性があること
- (5) スポーツのみならず、本学で修得したマネジメント学、健康学を実践していると評価されること
- (6) その他、本学の名誉を著しく高めた団体または個人

なお、ボランティアという呼称は、厳密な意味でのボランティア活動に限るとするものではなく、本賞の設置の趣旨に基づいて、教育的な配慮のもとに、適切に解釈されるものとする。

順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)会則

平成10年11月7日制定

(名称及び所在地)

第1条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会) (以下「本会」という。) と称し、事務局を順天堂大学スポーツ健康科学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部 (以下「大学」という。)、さくら会及び啓友会との連絡を密にし、学生生活への支援、就職活動への後援等を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と会員との連絡を緊密にするための広報活動
- (2) その他の本会の目的達成のための有効適切な事業

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、大学卒業者の保護者で、本会の設立趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監 事 2名以内
- (4) 運営委員 若干名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、役員会において会員の中から候補者を選出し、総会で決定する。

2 運営委員は、役員会において会員の中から選出して、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (4) 運営委員は、会務を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は原則として妨げないものとする。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の議を経て会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会務に関しての会長の相談に預かる。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の議を経て大学職員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問により役員会に出席し意見を述べるができる。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催を原則として会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長が臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会長、副会長、監事の選任並びに運営委員に等に関する事項
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) その他の会務の重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(役員会)

第12条 役員は、会長、副会長、監事及び運営委員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が随時招集し会務の重要事項を協議する。
- 3 会長が必要と認めるとき、役員以外の者を出席させることができる。
- 4 役員会は、役員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充当する。

(会費)

第14条 本会の会費は、2万円とし、入会時に納入する。

- 2 入会后15年経過した時点で、10年間分更新会費7千円分を一括納入する。
- 3 上記2の更新後は、10年ごとの更新とし、更新会費は7千円とする。
- 4 更新は会員の任意とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務の委嘱)

第16条 本会に関する事務は、本学と協議して会長が委嘱する。

付 則

- 1 この会則は、平成10年11月7日から施行する。
- 2 会務運営に関する細則は、別に定める。

- 3 本会設立の移行措置として、平成 10 年度さくら会役員を、本会協力会員とすることができる。
- 4 この会則は、平成 18 年 6 月 17 日から施行する。
- 5 第 14 条 2 項の更新で、平成 11 年度以前に入会した会員は、一律平成 11 年度入会とみなし、平成 26 年度を更新年度とする。この更新は、平成 25 年度に募ることとする。
- 6 この会則は、平成 24 年 6 月 16 日に改正する。(第 14 条)
- 7 この会則は、平成 27 年 7 月 4 日に改正する。(第 5 条)